平成２８年　５月　１日制　　定

平成２８年　６月　１日一部改正

平成３０年　１月２４日一部改正

平成３０年　４月　１日一部改正

平成３０年　６月　１日一部改正

令和　３年　４月　１日一部改正

七戸町創業スタートアップ支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たな起業と雇用の創出を支援し、産業の活性化に資することを目的として、計画的な起業・創業を図る創業者に対して、予算の範囲内において、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成１７年七戸町規則第４２号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付するものである。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

　(1)　創業とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　事業を営んでいない個人が新たな事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人が新たに法人を設立する場合

ウ　事業を営んでいる個人が首都圏から七戸町に移住して事業を開始する場合

　(2)　創業者とは前号に規定する創業をする者をいう。

(3)　空き店舗とは元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗をいう。また、所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの店舗も含む。

(4)　空き家とは建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で新たに創業する者又は創業を予定している者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1)　町内で事業を興す個人又は法人であること。

　(2)　七戸町に対する町税を滞納していないこと。ただし、申請の時点で町外に居住している場合は居住地に対する税を滞納していないこととする。

　(3)　申請する者が個人の場合、町内に居住していること。（創業に伴い居住する場合を含む）申請する者が法人の場合、町内に本店又は主たる事務所を置くこと。

　(4)　創業において国、県の補助金又はその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団と無関係であること。

(6)　第２条第１号ウの者の場合は、住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上(直近の１年間は連続)、東京２３区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、東京圏内の条件不利地域を除く市町村。)に在住し、東京２３区内に通勤していた方。

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が第１条の趣旨及び公序良俗の観点から適当でないと認めた場合はその限りでない。

　(1)　日本標準産業分類（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する業種のうち、別表１に定める業種に該当しないこと。

　(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項及び第５項及び第１１項に該当する事業等、同法に基づく許可または届出を必要としない事業であること。

　(3)　宗教活動・政治活動を主たる目的としない事業であること。

　(4)　事業計画や収支計画が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年第１８号）第１７条に規定する経営革新等支援機関に認定された青森県内の認定支援機関の支援を受け、１年以内に作成されたものであり、実効性があると認められた事業であること。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1)　補助事業に係る経費のうち別表２に定めるものであること。

　(2)　経費の使用目的が、創業に必要なものとして明確に特定できること。

　(3)　原則、交付決定日以降の契約・発注により発生した経費であること。ただし、第２条

第１号ウの者の場合は、転入後の契約・発注により発生した経費であること。

　(4)　証拠書類（領収書など）によって、契約、支払等が確認できること。

２　前項について、その他町長が適当と認める場合についてはその限りではない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に定めるものとする。

　(1)　空き店舗及び空き家を利用して創業する場合は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、１００万円を上限とする。但し、当該補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

　(2)　前号に該当しない場合は、補助対象経費の４分の１以内の額とし、１００万円を上限とする。但し、当該補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　補助金の額の１０分の１にあたる額、又は５万円のいずれか低い方の額を商品券で発行するものとする。但し、１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　補助金の額から商品券分を差し引いた額を振込みにより交付する。

（補助事業の実施期間）

第７条　補助金の事業期間は、交付決定日以降、当該日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助対象者は、規則第３条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(1)　創業概要（様式１号）

　(2)　事業計画書

　(3)　事業計画書作成支援確認書（様式２号）

　(4)　資格等を必要とする業種の場合は、その資格に係る証明書の写し

　(5)　別表２に係る見積書の写し

　(6)　店舗改修工事費及び設備費の補助を受ける場合は空き店舗の整備に係る図面

　(7)　空き店舗、空き家を使用する場合は店舗賃貸契約書の写し

　(8)　事業を営んでいない個人であることを証明できる書類

(9)　第２条第１号ウの者が申請する場合は、転入後に開業又は事業を開始して３カ月以

上経過していることを証明できる書類

　(10)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第９条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったとき、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付するべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第１０条　補助金の交付において、補助対象者は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

　(1)　補助金の交付後３カ月以内に開業又は事業を開始すること。ただし、第２条第１号ウの者の場合は、転入後に開業又は事業を開始して３カ月以上経過していること。

　(2)　補助金の交付を受けた年度から起算して、３年間営業を継続する予定であること。

　(3)　町長が必要と認めた事項について情報提供すること。

　(4)　町内の商工会に加入すること。

　(5)　その他町長が必要と認めた事項

（決定の通知）

第１１条　町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定内容を、前条第５号に規定する事項を付したときは、その条件を補助対象者に通知すること。

（計画の変更等）

第１２条　補助対象者は、事業計画の変更又は中止をしようとする場合、規則第９条の規定によりあらかじめ町長に提出し、承認を得なければならない。

（実績報告）

第１３条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して３０日以内又は年度最終日の３月３１日のいずれか早い日を期限として、規則第１３条に規定する書類に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

　(1)　事業により整備した店舗、設備及び購入した備品等が確認できる写真及び領収書等の写し

　(2)　事業により作成した広告等の写し及び掲出が証明できる書類

　(3)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第１４条　町長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて実施調査等を行い、適当と認めた場合は、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１５条　補助金の交付は、前条に規定する補助金の額の確定通知後に行うものとする。

（事業状況の報告）

第１６条　補助事業者は、事業が完了した年度の最終日から３年間、毎年度の補助事業の状況について次に掲げる書類を添えて、確定申告書の提出が完了した日から起算して３０日以内、又は年度終了日の３月３１日のいずれか早い期日までに報告しなければならない。

　(1)　年次報告書（様式３号）

　(2)　決算書並びに確定申告書控えの写し

　(3)　その他町長が必要と認める書類

（立入調査）

第１７条　町長は第１２条及び前条の規定に基づく書類の確認のため、補助事業者に対し追加書類の提出や報告を求め、又は町長が指定する者により補助事業者の事務所等に立入り、関係書類等の調査をすることができる。

（補助金の取り消し）

第１８条　町長は、補助事業者が本要綱に記載する内容及び規則について違反したとき、又は虚偽の申請その他不当な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定及び交付があった場合においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第１９条　町長は、前条の規定により補助金の取り消しを決定した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

（財産等の処分）

第２０条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「財産等」という。）については台帳を作成し、補助事業の完了後においても、規則第１９条の規定により、適切に管理しなければならない。ただし、財産等処分承認申請書（様式第４号）により、町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

２ 補助事業者は、財産等があるときは、第１３条に定める実績報告の書類に財産等明細書（様式第５号）を添付しなければならない。

３ 財産等のうち、処分を制限する財産又は期間は、取得価格又は効用の増加価格が１件当たり５０万円以上の財産とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する期間とする。

４　町長は、第１項の規定により財産等の処分を承認した補助事業者に収入があった場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

（その他）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年１月２４日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 農業，林業 | |
| 漁業 | |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | |
| 建設業 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | |
| 運輸業，郵便業 | |
| 金融業，保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を除く） | |
| 学術研究，専門・技術サービス業のうち以下のもの | |
|  | 専門サービス業（他に分類されないもの）のうち興信所 |
| 生活関連サービス業，娯楽業のうち以下のもの | |
|  | 競輪・競馬等の競走場，競技団 |
|  | 遊戯場のうちマージャンクラブ、パチンコホール |
| 医療，福祉のうち以下のもの | |
|  | 医療業のうち病院，一般診療所，歯科診療所 |
| サービス業（他に分類されないもの）のうち以下のもの | |
|  | 政治・経済・文化団体 |
|  | 宗教 |

別表２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 設備工事費 | ・店舗の新築、改築、増築、改修に係る経費  ただし、設計費は除く。 | ※工事は七戸建築連合組合に登録した町内施工業者を利用すること。 |
| 備品費 | ・創業に必要となる備品の購入に係る経費 | ※工事以外の設備費に係る発注先については、町内に事業所を有する業者を利用すること。ただし、町内に事業所を有する業者が取り扱っていないものについてはその限りでない。  ※家庭用として共用するものは除く。 |
| 広告宣伝費 | ・創業時の販路開拓の広告に係る経費  　　チラシ等の印刷費、新聞等への折込み費用、広告等への掲出費、事業用HP製作費など  ・創業時の経営の広告に係る経費  　　求人広告費など |  |
| その他 | ・町長が適当と認める経費 |  |